

判例10

・被告医院の電話での事前説明に不適切な点がある場合、手術当日における説明が適切に行われたとしても、その時点でのキャンセル料が100%であるとのシステムを採用している状況下では、医師の説明義務違反と認められると判断された事例。

裁判所

東京地裁 平成25年2月7日 （判例タイムズ1392号210頁）

争点

・術前の説明義務違反があったか。

事案

・患者X（当時29歳）は、整形目的でのインプラント挿入手術を受けていたが、数年後、インプラント挿入の事実が家族らに明らかになってしまうことを心配し、手術（豊胸目的で挿入していたインプラントの抜去手術及び大腿部から吸引した脂肪の注入手術）を受けることを考え、Yが開設する美容外科医院Aに電話をかけた。

・電話に対応した従業員は、Xに対し、当該手術によってインプラント抜去前とほぼ同様の豊胸効果が得られることが確実であるかのような説明を行い、Xは予約をした。

・手術当日、Xは、看護師およびYから、注入した脂肪の生着率には個人差があることや、予定している手術ではXが望む結果が得られないこと等の説明を受けたため、再度カウンセリングを受け、場合によってはキャンセルしたい旨を伝えたが、当日キャンセルはキャンセル料が100%かかると説明され、結局、本件手術に同意し、これを受けた。

損害賠償請求額

・豊胸目的で挿入していたインプラントの抜去手術及び大腿部から吸引した脂肪の注入手術において、術前の説明義務違反等があったとして、損害賠償請求をした。

判決による請求認容額

一部認容（295万8,565円）

1. 説明すべき内容について

- ・医師は、手術をするにあたっては、患者が、当該手術を受けるか否かの意思決定を十分な情報に基づきできるように、実施予定の手術の「内容」「期待される効果」「手術に付随する危険性」「他に選択可能な治療法」などについて説明すべき義務がある。
- ・本件でXがYの説明義務として指摘する点（注入した脂肪の生着率、採取できる脂肪量、本件手術による豊胸効果、脂肪吸引部の醜状痕、注入脂肪の腫瘍化や石灰化）は、いずれもこれらの説明義務の内容を構成するものである。
- ・美容目的での豊胸手術を受けようとする患者にとって、「実施予定の手術によって期待される効果及びその確実性の程度」は、当該手術を受けるか否かの意思決定をする際に、重要な情報というべきである。

2. 電話予約の際になされた説明が不適切であること

- ・脂肪注入術によって得られる豊胸効果は、吸引できる脂肪の量、注入した脂肪の生着率等によって個人差があり、本件手術の効果を確実なものと説明することはできないにもかかわらず、Aの従業員の電話での説明内容は、本件手術によってほぼ確実な豊胸効果を得られるかのような誤った認識をXに与える、不適切なものである。
- ・上記従業員の行為は、Yが開設するAの営業行為の一環として行われていることから、Yの説明義務違反と評価できる。

3. 手術当日に適切な説明がなされたとしても、当日キャンセル料が100%かかるとされている本件では、説明義務が履行されたとはいえない

- ・A医院では、手術予定日当日のキャンセルの場合は、キャンセル料が100%生じるというシステムを採っている。
- ・このようなキャンセル料が規定されている場合、手術当日に説明を受けた時点では、患者はもはや当該手術を受けるか否かという意思決定を適切に行えないことになる。
- ・このようなシステムを採用しているAで手術を受けようとする患者が、手術を受けるか否かという意思決定を適切に行うためには、キャンセル料が発生するよりも相当期間前に、必要とされる術前説明が尽くされていなければならない。
- ・手術実施当日になって、実施予定の手術について適切な説明が行われたとしても、説明義務の履行としては、不十分なものと言わざるをえない。
- ・よって、本件手術当日の説明内容が、仮に適切なものであるとしても、Yの説明義務違反に基づく不法行為責任は免れない。